



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	英仏両国の外国人学校政策に関する調査
Author(s)	西村, 俊一
Citation	東京学芸大学海外子女教育センター研究紀要(11): 55-57
Issue Date	2001-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2309/42882">http://hdl.handle.net/2309/42882</a>
Publisher	
Rights	

# 英仏両国の外国人学校政策に関する調査

西村俊一\*

## (1) 調査目的

この度、国費の一部補助を受けて、平成12年9月24日より10月8日までの間、英仏両国について、(1) 外国人教育関係法規の収集、(2) 教育行政当局からの具体的施策の聞き取り、(3) 学校視察による確認等を行うことを目的とする調査を行った。以下は、その調査対象及び調査結果の概要である。

## (2) 英国（調査期間：自9月24日至9月30日）

### A) 直接訪問した英国の関係機関・団体

- 1) Qualifications and Curriculum Authority
- 2) The Central Office, Department of Education and Science
- 3) British Council
- 4) Independent Schools Information Service
- 5) Institute of Education, London University (Prof. Andy Green)

### B) 電話及び文書によって情報収集を行った英国の関係機関・団体

- 1) Public Enquiry Unit, Department of Education and Science
- 2) European Council of International Schools
- 3) Oxford University (Prof. David Philips)

### C) 直接訪問した日本の関係機関・団体

- 1) 駐英日本大使館
- 2) ロンドン日本人学校（校長からの聞き取り及び関連資料の入手）

## (3) フランス（調査期間：自10月1日至10月8日）

### A) 直接訪問したフランスの関係機関・団体

- 1) Ministere des L'Education Nationale (rue de Grenello)

---

\*東京学芸大学

- 2) Ministère des Affaires Etrangères
  - 3) Délégation aux Relations Internationales et à la Coopération, Ministère des L'Éducation Nationale (Saint-Germain)
  - 4) De la Recherche et de la Technologie, Ministère des L'Éducation Nationale (Danton)
  - 5) École Normal Superior
- C) 直接訪問した日本の関係機関・団体
- 1) パリ日本文化センター
  - 2) パリ日本人学校（校長・事務長からの聞き取り及び教職員に対する講演）

#### (4) 調査結果の概要

特に英仏両国の都市部においては、公教育学校の多人種化が著しく、むしろ、国際学校・外国人学校の方が単一文化的である。これは、日本国内の状況と逆の関係にあるように思われる。そのような状況にあつて、公教育を監督する文部省などの関係者は、その国内にある国際学校・外国人学校への関心は極めて乏しく、誰もほとんど情報を持ち合わせていなかった。英仏両国においては、この種の学校は民間の文化団体（例えば「狩猟同好会」などと同種の団体）として扱われており、日本国内の「一条校に準じる扱い」を要求する激しい運動や論議のようなものは認められなかった。

ちなみに、欧州同盟 (EU) に関連した「ヨーロッパ学校」(European Schools) の法的ステータスは同盟国間の条約に基づいて相互承認されたものである。また、フランス国内の国際学校 (International Schools) の中には、その修了証書である「国際バカロレア」(international Baccalaureate) をフランス・バカロレアと同等として認定されている学校もあるが、それはあくまでカリキュラムの部分修正を条件としたものである。これらは、教育に関する国家主権と国民教育システムを維持するためにとられている一般的な措置である。

そもそも、法律的には、教育機会の選択が最も厳しく制約されているのは、当該国の国民であつて外国人ではない。国際学校・外国人学校の「一条校に準じる扱い」は、当該国民にも国際団体ないし外国政府の設置した学校への就学を認めることを意味し、したがって、教育に関する国家主権の放棄と国民教育システムの解体をも意味するのである。英仏両国は共に旧植民地宗主国であり、その旧植民地からの大量の人口流入が多人種化を現出させている。そして、両国に流入した人々は、当然のことながら、納税義務も果している。しかし、それを根拠として、「一条校に準じる扱い」などといった不穏当な要求はなされていないし、容認もされていない。以上のように、今回の調査では、予め承知していた事実を実地に再確認する結果となった。

#### (5) 今後における国際学校・外国人学校問題への対応

通常、在留外国人子弟は、在留国の公教育学校への就学と国際学校・外国人学校への就学との

二つの選択肢を有する。ただし、後者は数が限られかつ高額な授業料を必要とするため、誰もが選択できるものではない。そこで、前者による受け入れ体制の整備が要請されることになるが、そのために創られるべき制度・内容のイメージはなお定かでなく、いづれの国でも「多言語・多文化教育」の修辞のみが飛び交う事態となっている。特に日本の場合、教員養成自体が外国人子弟の教育とはおよそ縁遠い性格のものであり、また、国際学校・外国人学校の法的ステータスの改善も、在日朝鮮人学校問題が足かせとなってほとんどなされて来なかったため、事態は一層深刻である。

今日、日本では、そのことが国際経済戦略のマイナス要因として大きく浮上して来ている事実があり、公教育学校による受け入れ体制の整備と国際学校・外国人学校の法的ステータスの改善の双方にわたって早急かつ積極的な対応が必要とされるに至っている。その際、特に後者については、暫定的に幾つかのタイプの選択肢を設けて、国際学校・外国人学校の側にその選択を委ねるのも一法であろう。そして、カリキュラムの部分修正に応じる国際学校・外国人学校の修了者には「大学入学資格」を認め、補助金の交付や免税・割引などの優遇措置も講じるようにすべきであろう。

ちなみに、海外日本人学校関係者の中には、日本人児童・生徒の国際学校や現地校への就学に反感を抱き、それを強く非難する者が多く見受けらる。それは児童・生徒数の停滞ないし減少傾向に対する危機感を反映したものであるが、これは必ずしも正当な判断であるとは言い難い。海外に在留する日本人児童・生徒の中に国際学校や現地校に就学する者が存在することは、むしろ歓迎されるべきことである。彼らは、文化の狭間に身を置くことで、多く辛い体験も重ねることになるであろうが、それが文化変容への一つの契機となることは疑いない。現実には、海外日本人学校が整備されるに伴って、この種の帰国児童・生徒が少なくなって来たとの指摘も見られるのである。

翻って、東アジア地域に「欧州同盟」のような地域共同体を期待することはほとんど現実的ではない。他方、敗戦以来56年にもわたる米軍駐留に示されるような対米従属が健全な姿でないことも確かである。さればとて、裸での自立を目指すのも、中国や北朝鮮の政治動向など周辺に不安定要因を抱えているため、危険が大きすぎる。国際学校・外国人学校問題への対応の難しさは、実のところは、このように日本のとるべき路線が定まらないことも深く関係している。したがって、国際学校・外国人学校問題の抜本的解決にはなお相当の年月を要することを覚悟しなければならない。その間は、諸外国の外国人学校政策の動向を窺いながら、国際法に則った対応をとり続けるのが最善の策であると思われる。